

みつけ 市議会だより

2026

No.129

令和8年2月6日発行



あ、雲がハートだよ！（道の駅 パティオにいがた）

12月定例会

- 12月定例会の概要…………… 2～4
- 一般質問（13人）…………… 5～11
- 議員活動報告会&意見交換会…………… 12～13
- 街かどで一言、議会日誌等…………… 14

発行：見附市議会

編集：議会だより編集委員会

〒954-8686

新潟県見附市昭和町2-1-1

TEL：(0258) 62-1700（代表）

FAX：(0258) 63-1006

E-Mail：gikai@city.mitsuke.niigata.jp

令和7年 第4回（12月）定例会

令和7年第4回（12月）定例会は、令和7年12月5日から17日までの13日間の会期で開催し、5日の招集日には、条例の一部改正や補正予算など16件の議案を各委員会に付託しました。

9日・10日・11日には13人の議員が市政に対する一般質問を行いました。

12日は総務文教委員会、15日は産業厚生委員会を開催し、付託された議案について、審査を行いました。

最終日の17日は、星野総務文教委員長、加藤産業厚生委員長による委員会審査報告の後、付託議案等の採決が行われ、いずれの議案とも可決されました。

追加議案として、給与改定に伴う条例の一部改正や補正予算及び工事請負契約の変更等について可決されました。

議員発議は「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を推進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」および「新潟水保病全被害者の救済と問題解決に向けた取組に関する意見書」を全会一致で可決しました。意見書については、内閣総理大臣他関係機関に提出しました。

審議結果は次のとおりです。

審議結果一覧

採決結果 (◎：全会一致で可決されたもの ○：賛成多数で可決されたもの ×：否決されたもの)
付託委員会 (総務：総務文教委員会 産業：産業厚生委員会)

	議案名	議案内容	本会議採決結果	付託委員会
市長提出議案(28件)	議第71号	見附市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の制定について	◎可決	総務
	議第72号	見附市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	◎可決	総務
	議第73号	見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	◎可決	産業
	議第74号	令和7年度見附市一般会計補正予算(第4号)	◎可決	総務 産業
	議第75号	令和7年度見附市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	◎可決	産業
	議第76号	令和7年度見附市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	◎可決	産業
	議第77号	令和7年度見附市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	◎可決	産業
	議第78号	令和7年度見附市水道事業会計補正予算(第2号)	◎可決	産業
	議第79号	令和7年度見附市下水道事業会計補正予算(第1号)	◎可決	産業
	議第80号	令和7年度見附市病院事業会計補正予算(第2号)	◎可決	産業
	議第81号	新潟県市町村総合事務組合規約の変更について	◎可決	総務
	議第82号	公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について	◎可決	総務

審議結果一覧

採決結果 (◎：全会一致で可決されたもの ○：賛成多数で可決されたもの ×：否決されたもの)
付託委員会 (総務：総務文教委員会 産業：産業厚生委員会 決算：決算特別委員会)

	議案名	議案内容	本会議採決結果	付託委員会	
市長提出議案 (28件)	議第83号	見附市文化ホールの指定管理者の指定について	アルカディア事業体 (新潟市)	◎可決	総務
	議第84号	見附市コミュニティ銭湯の指定管理者の指定について	株式会社 本久 (長野県長野市) ※令和8年4月から1年間を指定期間とし、その期間に次の公募条件を整えるものとする。	◎可決	産業
	議第85号	道の駅パティオにいがたの指定管理者の指定について	マルイ・きらく共同事業体 (見附市)	◎可決	産業
	議第86号	みつけイングリッシュガーデン飲食物販施設の指定管理者の指定について	F F F F F u n株式会社 (燕市)	◎可決	産業
	議第87号	見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月の期末手当の支給率を「100分の177.5」、次年度以降の支給率を「100分の175」に改めるもの。	○可決	
	議第88号	見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月の期末手当の支給率を「100分の177.5」、次年度以降の支給率を、「100分の175」に改めるもの。	○可決	
	議第89号	見附市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月の期末手当の支給割合を、再任用職員以外は「100分の127.5」に、再任用職員は「100分の71.25」に改めるとともに、12月の勤勉手当の支給割合を再任用職員以外は「100分の107.5」に、再任用職員は「100分の53.75」に改め、各級の給料月額を11,438円から6,906円の範囲で引き上げる。併せて、次年度以降の支給割合をそれぞれ改める。また通勤手当の月額を距離に応じて7,100円から200円の範囲で引き上げ、宿直手当、初任給調整手当 (病院医師のみ) についても県に準拠し引き上げるもの。	◎可決	
	議第90号	令和7年度見附市一般会計補正予算 (第5号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億700万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ217億9,600万円とするもの。	◎可決	
	議第91号	令和7年度見附市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第4号)	歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ260万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億9,050万円とするもの。	◎可決	
	議第92号	令和7年度見附市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,240万円とするもの。	◎可決	
	議第93号	令和7年度見附市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億2,490万円とするもの。	◎可決	
	議第94号	令和7年度見附市宅地造成事業特別会計補正予算 (第1号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,580万円とするもの。	◎可決	
	議第95号	令和7年度見附市水道事業会計補正予算 (第3号)	資本的支出を220万円増額するもの。	◎可決	
	議第96号	令和7年度見附市病院事業会計補正予算 (第3号)	収益的支出を3,800万円増額するもの。	◎可決	
議第97号	工事請負契約の変更について	市役所庁舎外壁等改修工事 変更契約金額：3億885万300円 (変更前契約金額：2億7,830万円) 契約の相手方：株式会社笹原建設	◎可決		
議第98号	令和7年度見附市一般会計補正予算 (第6号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ219億900万円とするもの。	◎可決		
議員発議 (2件)	発議第5号	「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を推進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の提出について	高等学校等就学支援金の所得制限を撤廃し、授業料支援額を直近の私立高校授業料平均額に引き上げること。 私立高校において専任教員増が可能となるよう、経常費助成を増額することを要望。	◎可決	
	発議第6号	新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組に関する意見書の提出について	国は、未救済被害者の救済に向けて、新たな救済制度を確立すること。 阿賀野川流域住民の健康被害調査を早急を実施するよう、被害者団体と協議すること。	◎可決	

議案番号	会派名	あおぞら会		新政りべらる			共産党議員団		みつけ創政			みつけ未来の会			無会派	無会派	無会派	無会派
		重信元子	渡辺美絵	樺澤直純	信賀陽子	佐々木志津子	馬場哲二	小坂井哲夫	五十嵐遼	佐野統康	徳永英明	大坪正幸	小林園以	佐野勇	エラヒ美砂子	加藤秀之	星野雄哉	関三郎
議第87号	見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	/	○	○	○	×	×	○	○	欠席	○	○	○	○	○	○	○
議第88号	見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	/	○	○	○	×	×	○	○	欠席	○	○	○	○	○	○	○

※○は賛成、×は反対、-は棄権、議長は裁決に加わらない。

私立高校の学費負担軽減と専任教員増を推進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書

(要旨)

全国の高校生の約3割（新潟県では約2割）が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育に重要な役割を果たしています。

私立高校は、それぞれが独自に特色ある教育を推進しており、その学校独自の教育の伝統を継承していくため、専任教員の増員が不可欠です。また、一人ひとりの生徒にゆきとどいた教育を行うためにも専任教員の増員は欠かせません。そのためには、専任教員増を可能とする経常費助成の増額が求められます。

国会及び政府においては、私立高校生が学費の心配なく学ぶことができるとともに、専任教員を増やし一人ひとりの生徒にゆきとどいた教育を行うため、特段の措置を講じられるよう、内閣総理大臣他関係大臣、衆参両院議長に要望いたします。

新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組を求める意見書

(要旨)

新潟水俣病は本年5月末日をもって公式確認から60年を迎えました。しかし、いまなお未救済の被害者が、水俣病であることを求めて裁判を起こしたり、公害健康被害補償法に則って認定申請するなど、新潟水俣病は終わっていません。

その大きな要因は、最高裁が現行の行政認定基準では認められなかった被害者を水俣病と認めたにもかかわらず救済制度を見直さないことや、水俣病特措法に基づく被害者発生地域の住民健康調査が確実に行われていないことなどによります。新潟水俣病全被害者の救済は、新潟県民はもとより国民的にも解決しなければならない人道上の緊急課題といえます。

国会及び政府においては、新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けて、次の事項について早急に取り組まれるよう内閣総理大臣他関係大臣、衆参両院議長に要望いたします。



加藤 秀之
議員



◆第6次総合計画について

質問 見附市の農業施策の課題と対策から、鳥獣対策、主に熊、イノシシ対策について伺います。

答弁 見附市においても例年に比べて熊の目撃情報が多く、市街地周辺に出没するアーバンベアに関する通報もあったことから、今後も冬眠するはずの時期にも出没が続く可能性が懸念されます。イノシシにつきましても、市への農作物被害の相談件数や目撃情報などから、年々生息域が拡大し、数が増えているものと推測され、今後さらに鳥獣対策の体制強化を進めていく必要があると考えております。11月に県が発表した100%県負担のアーバンベア捕獲緊急支援事業、これを活用しまして対策用の資機材を増強するほか、令和8年度は新たに電気柵の設置を進める予定でございます。

また、今議会では、市が策定した被害防止計画に基づく捕獲等の実践的な活動を行う鳥獣被害対策実施隊の新設を提案しています。

質問 市内小中学校の暑さ対策について

答弁 来年度に向けて、校長会や学校職員などから要望が多い理科室、美術室等の特別教室について、全ての中学校にエアコン設置を行うための補正予算を本定例会に提出させていただいており、来年度の早い時期から稼働できるよう対応していきたいと考えています。

質問 障がい者を理由とする差別のないだれもが共に暮らせるまちづくり条例、これに基づく具体的な取組みと今後の計画について

答弁 障がいに対するさらなる理解の促進と啓発に向けて様々な取組を進めているところです。今年度から障がいのある人が地域で暮らしていくための生活用具を給付する日常生活用具給付事業に非常用バッテリーや障がい児の療育用具を追加したほか、障がいのある人たちの活動を支援する見附市障がい者団体等育成支援補助金事業も創設しました。

◆第6次見附市総合計画(素案)の実効性と人口戦略について

質問 出生数の目標設定の根拠と若者・女性の流出にどう向き合うのか。

答弁 若者、子育て世代への施策を強化していくことによる市外からの転入を見込み、社会減の縮小が進む見通しを反映して、国推計を上回る市の独自推計を設定した。

進学・就職に伴う転出はある程度避け難いが、魅力発信の強化や働く場の確保、若者・子育て世代に選ばれる魅力に磨きをかけるとともに、ふるさとへの誇りや見附市への愛着を育み、総合的な取組を進め、将来的なUJターンに結びつけていきたいと考える。

質問 移住促進戦略の「5つのセールスポイント」を総合計画にどう反映したか。

答弁 見附市のセールスポイントを①利便性が高い②自然が近い③アクセスがよい④住宅取得がしやすい⑤自律的な市民性の5つに整理しました。総合計画では、市の魅力を伝え、認知や興味関心を高めること、移住検討者の現地視察を増やして魅力や環境を伝え

ることを主要事業として掲げている。市民、企業とも一体となって取り組むことが大切であり、市民への情報発信も強化していきたい。

質問 東西自由通路の見直し後、見附駅周辺の活性化について、市長の考えを伺いたい。

答弁 見附駅周辺について、自由通路の整備は見送ったが、駅舎・地下道・西口広場などを含む全体像を早めに示し、市がやる事業とにぎわいにつながる民間を誘導する取り組みを並行して考えていきたい。

質問 第6次総合計画における、途中検証の仕組みと目標が未達成の場合の改善プロセスについて。

答弁 これまでは内部で評価を行い、その結果をまちづくり総合会議で審議いただき、公表してきたが、指標が約160項目と多く、分かりにくさが課題だった。次期総合計画では、達成度を測る指標をアウトカム指標に絞り込み、毎年評価検証しながら、未達成の場合は必要に応じて改善する仕組みを検討、実行する。



五十嵐 遼
議員





小坂井 哲夫
議員



◆学校給食無償化について

質問 高市首相は令和8年4月より無償化に踏み出すと表明した。全国市長会は、負担は全額国が持つべき、と意見書を提出した。

国の交付額が現在の給食費に満たない場合、質や量に影響しないようにするべきだが。

答弁 学校給食実施基準により、望ましい栄養量を算出して給食を提供している。交付額が少ないことによって質や量が変わることはないと考えます。

質問 4月からの実施が遅れた場合、保護者の負担軽減の観点からすれば、何らかの手当が必要。実施するまでの予算付けは必要ではないか。

答弁 制度設計がどうなるのか、現段階では説明がない。例年どおりの給食費徴収を予定している。説明があり次第、対応していく。

質問 国の方針では中学校の給食無償化は含まれていない。第3子に手当している補助金を中学生に充てるべきではないか。

答弁 中学校の給食も国の責任で無

償化が行われるべきもので、他の補助金の不用分を中学校の給食費に充当することは現段階で考えていない。

◆安心していきいき暮らせるまちづくりを目指して

質問 見附市立病院は見附市の包括ケアシステムにおいて中核をなす病院。公立である市立病院を守ることの意義についての認識を問う。

答弁 市立病院、ケアプラザ見附は市民が安心して暮らすことができるまちを目指すうえで重要な役割を持っている。現段階では公設公営が望ましいという考えに変わりはない。

質問 全国的に介護事業者の倒産、休業が続いており、見附の事業所からも支援を求める声が上がっている。支援の考えはあるか。

答弁 市内の訪問介護事業所においては、処遇改善加算の届け出を行うなど対応している。

現時点では市内の事業所が閉鎖する事態にはないと認識している。来年度予算への支援策の盛り込みは考えていない。



関 三 郎
議員



◆稲田市政1期目の積み残し課題の行方と2期目の Manifesto の公表

質問 第8次行政改革大綱の中で公共施設の適正化を図るという項目があり、PPPでは個別事業の「公民連携の推進」で、令和7年の目標に「実施」とありましたが、それがずれ込んでいくという事ですか。第8次大綱の中では、令和7年度実施になっています。その目標は達成できなかった、第8次大綱が計画通りに進んでいかなかったということですか。

答弁 全体のPPPの中では個別に検討を進めている状況です。「民間活用」ということでPPPですので、現在、検討を進めているところです。実施と書かれている部分もありますが、実施できていないところもあると思います。

◆決算時の不用額の過多の市民への説明責任は？

質問 地方交付税を50億円もらっている見附市が、18億6,000万円の不用額を出すというのは、やっぱり数字から見ると問題ではないかと思いま

す。財政が厳しいという言葉も漏れ聞こえてきます。無駄な出費を奨励するものでは決してありませんし、普通の一般家庭であれば貯金もまたよしかもしれませんが、現年主義、単年度予算の公共団体が、その年に納められた税金をこんなに余らせるというか、不用額が出るというのはどうかと思います。多額の不用額の発生は、見方を変えれば市民サービスの低下につながりかねないと考えられます。市長の考えを伺います。

答弁 やはり予算で計上したのについて、しっかりと活用する、執行していくということも大事ですし、それを促すための啓発ということも大事だと思います。一方で、先ほども申し上げた通り、無理に使って無駄を発生させるよりは、不用を出してでも余らせたほうがいいのかもあろうかと思えます。その辺はバランスもあろうかと思えますので、適切な予算の執行状況を確認していくことが肝要であると思えます。



馬場 哲二
議員



◆稲田市政 2 期目、市民の心に寄り添う市政を

質問 会計年度任用職員の理不尽な格差、差別について、すぐに改善できることがあります。見附市では職員の 4 割に当たる人が会計年度任用職員として市民サービス業務に従事していません。新潟県公務公共一般労働組合のアンケート調査で低い給与と不安定な雇用の中でも、7 割の人が市民サービスに携われることに、誇りと生きがいを感じていると答えています。こうした意欲ある職員に行政サービスは支えられています。

国は、会計年度任用職員の給与改定時期について、令和 5 年 5 月 2 日総務省通知は、正規職員の給与改定が行われたときは、これに準拠して給与改定を行い 4 月 1 日に遡及して行うことを求めています。国は財政支援を含めて総務省の通知を守ってくださいと言っています。やろうと思えばできると思います。2 期目を迎えた稲田市長の認識を伺います。

答弁 会計年度任用職員の給与改定

を翌年度の 4 月実施としている理由については年度途中の異動が多く、在職者と退職者との不均衡が生ずる可能性、様々な勤務形態による事務の複雑、困難さがあるためです。

国の交付金については、その対象とするとして明言されています。ただ、ずばりその補填額として明示されていません。国は遡って支給することを基本としていますが、特に地域の実情に合わせてというところがあります。見附市としては、翌年度の 4 月から時給の改定を行うという考えで、今現在進めています。

質問 稲田市政は、誰ひとり取り残さないというスローガンを掲げて頑張っていますが、45%もの職員を会計年度任用職員として置き去りにしておくのはうまくないと考えますが、見解を伺います。

答弁 ご趣旨はよく分かりますし、しっかりと検討して、ただ課題もありますので、そこも含めて今後の在り方について検討していきたいと思っています。



信賀 陽子
議員



◆同窓会による地域活性化について

質問 同窓会は故郷への愛着を深め U ターンを考えるきっかけの場になるため、市が積極的に関わる価値がある。40 歳の大同窓会の補助を希望する声がある。市の考えを問う。

答弁 出身者による同窓会は、様々な可能性につながる大切な場である。40 歳の大同窓会を含め、市としてどのような同窓会にどう関わっていくのが良いか総合的に検討し取り組んでいきたい。

質問 30 歳の大同窓会は交流の再開が目的でありその後の展開を追うべき。関係人口としてつながりを作るために、市はどのような仕掛けづくりをしているか問う。

答弁 30 歳の大同窓会を契機に連絡を取り合える環境ができるように働きかけ、公式 SNS や首都圏イベントの紹介などを行っている。参加がきっかけで U ターンにつながり、移住支援金の 1 件目の利用があった。市が支援するだけでなく、集まるような雰囲気づくりを市民全体でやっていきたい。

◆パティオにいがたへの大型遊具設置

について

質問 なぜ大型遊具をパティオにいがたに設置するのか。この事業は見附市にどのような利益をもたらすのか。見附市子ども計画からは子育て世帯が遊具を求める声を読み取れない。他に参考データがあるのか、またデータを公開しているのか問う。

答弁 ふるさと納税寄附金を、市民に目に見える形で活用したい。広い駐車場、屋内休憩スペース、コミュニティバスがあることなどからパティオにいがたを選んだ。大型遊具設置による集客効果は、観光面に加えて交流人口や関係人口の増加にも好影響を与える。ふれあい懇談会やイベントで遊具の要望があったこと、見附市子ども計画のアンケート結果から、市民の声に耳を傾け遊具の整備を検討している。参考データは市のホームページで公開を予定している。

質問 防犯カメラの設置をトータルコストに含むべき。遊具ができることで近隣の安心安全が増せば事業の価値が増す。市の考えを問う。

答弁 これから検討していきたい。



権 澤 直 純
議 員



◆見附市学校適正配置計画（案）について

質問 計画（案）の今後のスケジュール、パブリックコメントや説明会での市民からのご意見や反応は学校適正配置計画策定にどう反映されるのか、また統廃合によって廃校となる校舎等の利活用と今後について伺う。

答弁 説明会は小学校区8会場で開催を予定し、12月末に発行の広報みつけ1月号や市のホームページ、公式LINE等で広くお知らせいたします。市民の皆様からいただいたご意見は丁寧に説明を行い、皆様から理解を深めていただけるよう考えており、答申の内容に照らし合わせ検討した上で、計画案に反映させていきたいと考えています。将来的に中学校1校に統合という方向性がありますが、その場所などは今後検討し、令和16年度までに決めていく予定です。校舎等の利活用については、今後検討を進めていく公共施設最適化の中で空き校舎や学校体育館、土地利用の検討を行うこととしています。具体的な利活用はこれからの検討になり、市全体の状況や地

域の皆さんのご意見を踏まえながら、地域振興や地域住民の安心、安全に資する最適と考えられる活用を検討していきたいと考えています。

◆町内会（自治会）の将来について

質問 過去に地域から町内会合併の相談があったか、また、町内会合併について見解を伺う。

答弁 町内会合併に関する相談は、地域コミュニティ経由で本年度1件あり、町内会同士が望むのであれば、行政区域の見直しは可能と回答しています。過去にも町内会合併の相談はあり、町内会費の違いや繰越金の取り扱いの問題等、町内会同士の折り合いがつかず合併に至りませんでした。町内会は地域住民の自主的な組織、独立した任意団体であることから、町内会の意思を尊重し、今後についての方針は町内会で決めていただくことが基本と考えております。町内会の維持存続、あるいは合併についても地域住民の皆様がどう考えるかということになり、その上で、町内会が決めた方針に沿う形で市としてサポートしていきたいと考えております。

◆ケアプラザ見附のあり方について

質問 ケアプラザ見附の経営は赤字が続いているが、赤字の要因は何か。見解を伺う。

答弁 主に3つある。1、介護老人福祉施設の役割である在宅復帰を目的としたリハビリなどの中間施設の性格と、現在の利用ニーズに乖離が生じ、収益性が低下している。2、公営の高齢者施設として、セーフティネットの役割が強くなり、採算より利用者支援を優先する部分が増えている。3、人件費の上昇が介護報酬の改定を上回っている。

質問 ケアプラザ見附の役割と、環境の変化や利用者のニーズなど最近の動向を伺う。

答弁 介護老人福祉施設は本来、医療と在宅をつなぐ施設で、特別養護老人ホームなどに比べ看護師を多く配置し、医療行為の必要な方を受け入れ、リハビリを含めた支援をするという特徴がある。しかし、近年は長期的な入所を希望される方が増加しており、施設の本来の役割と利用ニーズが合致していない状況がある。これは、在宅での家族介護の担い手減少、高齢者のみ

世帯の増加、地域の介護力の低下など、社会環境の大きな変化が影響していると認識している。

質問 このまま赤字が続けば、継続か廃止か選択せざるを得ないが、他に経営を改善する方法はないのか。見解を伺う。

答弁 今のケアプラザ見附に近い介護保険の施設としては、介護医療院という制度がある。他市や他の施設を参考にしながら検討していく必要があると考えている。近隣では、長岡保養園、かもしか病院、三条東病院、富永草野病院が介護医療院を運営している。

質問 市民の医療、福祉を担うケアプラザ見附の今後のあり方について、見解を伺う。

答弁 次期介護保険事業計画令和9～11年度を念頭に、介護サービスの需要と充足の状況を踏まえ、将来的な施設運営のあり方、施設機能そのものの転換も含め、多角的な視点から検討に着手したところである。病院との連携施設で、公設公営のままいくことが望ましいという前提で検討していければと考えている。



重 信 元 子
議 員





大坪 正 幸
議 員



◆学校統廃合に向けていじめ・不登校の現状と課題

質問 学校統廃合に向けて不安を抱えている児童生徒、保護者、学校関係者に対してどのような対応をすべきなのか、市の認識と今後の計画を伺う。

答弁 人間関係の変化や学習環境への適応といった不安を含めて、子どもたちの心身の負担を軽減するためのケアを十分に行うことが大切。学校統廃合前2年間、統合後2年間の計4年間は県より複式授業の解消や統合後の安定化を図ることを目的とした教員が特別に配置される。新しい環境への不適應や人間関係の悩みなど、個々の不安をこれまで以上に丁寧に把握し、いじめの早期発見や組織的対応のさらなる徹底を図っていく。学校や学級が自分の居場所であると子どもたちが思えるよう、互いに理解し合い認め合える、温かい学校や学級の雰囲気をつくるのが学校として取り組む一番のいじめ、不登校対策につながる。学校生活だけでなく、子どもが地域や家庭においても安心して過ごせる居場所があること

が大切だ。今までの体制を振り返り、子どもたちが主体的に挑戦し、課題を乗り越え、安心して生活を送るための支援体制を行政、学校、家庭、地域が一体となってこれまで以上に整えていきたい。

◆ウエルネスタウン完売のための虎の巻の検証

質問 今年度の目標は10区画としていますが実現可能性についての見通しを伺う。

答弁 個人購入者向けで6件、ハウスメーカー向けの販売で4件、合計10件の販売を目標に予算を計上した。特に年度の上半期に補助金拡充についてPR活動を行ったが期待したほどの反響はなかった。現在までの成約が2件となっていることやこれまでの問合せ状況などを踏まえると、今年度販売目標の10区画の実現可能性、事業者向け販売の見通しは厳しい状況だ。今後の販売促進に向けては今年度の状況や昨年度検討した方向性を踏まえて次年度の対応策について検討している。

◆市長2期目の市政運営の基本方針と公約の具体化について

質問 企業誘致環境・体制強化とは何を指し、企業誘致する場所はどこを指すのか伺う。

答弁 都市計画見直しによる用途変更で生まれた場所と、国の地域未来投資促進法の重点促進区域として位置づけた場所である。場所の確保が一定程度できてきたため、今後は支援措置の充実や相談窓口体制を整備し、PRと進出検討企業へのフォローを行い、企業誘致の実現につなげていく。

質問 企業誘致の目的と人口減少対策との因果関係、戦略的構造を伺う。

答弁 最重要課題である人口減少対策につなげるために働く場が必要である。市内に働く場があり雇用があって、ここで稼げる環境を作っていくことが大事であり、地域経済への波及や市の税収にもつながる。企業誘致の成功は、子育て世代や若い人たちに移住していただくための一つの要素であり、働く場所の有無、企業誘致は人口減少対策の重要な要素である。

質問 企業誘致が成功しても若年層

がそこで実際に働かなければ、人口減少対策につながらない。見附市として誘致すべき産業分野や企業属性など、ターゲットや戦略の考え方を伺う。

答弁 どのような分野を誘致するかは民間企業の動向もあり、特定するのは難しい。できるだけ人口減少対策にもつながるような企業誘致ができるよう、戦略的に考えていきたい。支援の充実や体制整備もしながら、民間の動きを踏まえて総合的に取り組んでいく。

質問 行政のDXのみでなく、地域社会や地域経済の生産向上を支える地域DXをどのように果たしていくのか伺う。

答弁 市民サービス向上や行政内部の業務効率化に加え、市民活動あるいは市民の力を借りる点、企業の力を借りる点で、様々な分野に活用できないか模索していきたい。企業活動においてもDXによる収益の向上、稼げる力にもつながるため、稼げる産業づくりの観点も踏まえ、どのようなことができるか模索していく。



星野 雄 哉
議 員





小林 園 以
議 員



◆稲田市政 2 期目の決意とみつけの未来の景色

質問 これまでの 4 年間の成果を端的に 4 つと、その 4 つをなぜ選んだのか併せて伺う。

答弁 1. 産業振興 2. 子ども子育て 3. 地域医療体制の充実 4. 財政体制の改善。形として見えやすく総合的に判断した。

質問 これからの 4 年間の目標を 4 つ伺う。

答弁 1. 活力とにぎわいあふれるまち 2. 未来を担う人を育むまち 3. 安心していきいき暮らせるまち 4. 未来に向けた持続可能な市政運営。最重要課題は人口減少対策である。

質問 B/C（ベネフィット・バイ・コスト＝費用便益分析）の手法を導入することで、成果、便益が見える化され、説明責任と信頼関係の構築につながると考える。市長の見解を伺う。

答弁 数字で示すことは案件によりケースバイケースであろう。どのような効果があるのかは、しっかり丁寧な説明をしていくことが大事であると思

う。

質問 市長の 4 つの約束（選挙公約）の中から、「雪対策の充実」について伺う。災害時の避難路として市道の除排雪が大事である。除雪計画の確認と、県・国への予算確保に努めていただきたいが見解を伺う。

答弁 現在、市では快適空間づくり事業（家庭用除雪機や燃料費の補助）として支援を行っている。狭い市道については市民の方からの問合せがあればそこで検討していきたい。

原発の避難時の議論の中でも知事には、除雪・融雪体制の強化を要望した。併せて国にもしっかりと要望していく。

質問 「企業誘致」「市街地周辺の宅地化」については、未来の景色と運動していく大きな施策だが、ズバリ 2 期目の 4 年間で企業は進出するのか具体的に伺う。

答弁 用地に関する企業誘致の環境整備は大きく前進し、今後は企業設置奨励条例の見直しや、対外的な担当部署の明確化などの体制を整え、県などとの連携を強化して出来るだけ早く誘致したい。



佐 野 勇
議 員



◆新しい農業経営体と地域農業活性化について

質問 見附市において農業法人等共同経営体あたりの平均耕作面積は。

答弁 2015 年は 2.56 ヘクタールだったが 2020 年は 3.05 ヘクタールと 0.49 ヘクタール増加している。

質問 第 6 次総合計画の策定における新しい農業経営体の在り方について伺う。

答弁 当市の方向性として、地域における永続性と収益性の高い組織経営体を育成するため、農地や労働力の受け皿になること、設備投資の合理化が図られることが必要と考える。詳細については、現在策定中で、個別事業については現況を考慮しながら検討する。

質問 直近 3 年間の新規認定農業者数と増減率は。

答弁 令和 5 年度は、9 人で 50% の増。令和 6 年度は 2 人で 78% 減。令和 7 年度は 2 名で同数となっている。

質問 担い手がより多く農地を耕作できるようにするための進め方について伺う。

答弁 最初には場の集約については、新潟県中間管理機構を通じた土地の貸借により、地域内での分散した農地の集約は徐々に進んでいる状況。また基盤整備による大規模区画化については、完成に至るまで多大な時間と費用を要することから、要望等があった際は国、県、市それぞれの補助制度の活用も見据え、支援を行っていく。また、農業者等から新しい経営体を作りたいとの相談があった際は、新潟県の担い手経営支援部門や農業委員会とともに、就農から営農開始までの個別相談に加え、営農開始後は新潟県の普及指導員が栽培や経営指導を行い、切れ目のないサポートを提供している。

質問 農地の受委託契約について、市が関与できる体制を作るべきではないか。見解を伺う。

答弁 今年度から国の法改正により、相対契約ではなく、農地中間管理機構を通して農地を貸し付けることに決められたもので、市が行うことは難しいが、市としてもその枠組みの中で連携していきたいと考えている。



佐々木 志津子
議員



◆女性支援新法のこれまでの支援体制と今後について

質問 令和6年度に市民税務課に女性相談支援員を配置してから、来所・電話等でそれぞれ何件くらいの相談があり、相談事案に対し具体的にどのように対応してきたのか伺いたい。

答弁 初年度の令和6年度の実件数は、来所相談が60件、電話相談は無く延べ件数は90件であり、今年度10月末現在の実件数は、来所8件、電話相談が5件で延べ件数は16件となっており、状況整理を行った上で、利用できる制度の案内、関係課との連携調整、弁護士相談への橋渡し、NPO等による同行支援や伴走支援等といった専門的な支援へのつなぎを行ってきた。

質問 努力義務である市町村基本計画について、令和6年の6月議会で見

附市独自の基本計画を制定する方向で検討したいとの答弁であったが、その後の検討状況と経過、結論について伺いたい。

答弁 女性支援新法の理念に基づき、関係機関等と連携しながら、必要な支援が包括的に実施できるよう計画づくりを進めていきたい。

質問 庁内調整会議の必要性について、それぞれの部署が有効な支援を提供していることから、設置の必要なしと過去の議会答弁であったが、その必要性について改めて見解を伺う。

答弁 関係機関が連携し、情報共有する事は重要と認識しているが、市の各分野における既存の体制のほか、県が整備している会議の枠組みが活用できることから、女性支援新法に関する業務のみを目的とする庁内調整会議の設置は現在考えていない。

議会を見よう！

～次の定例会は3月です～

市議会の活動は公開されていて、さまざまな手段で知ることができます。皆さんの暮らしに直結した話題や市の今後、興味のあるテーマについて、どのような話し合いがされているのか、議会がどのような活動をしているのか、ぜひご覧ください。

議場で傍聴

臨場感を感じるならライブがいちばん！
議会開催日に、市役所5階の議場へおいでください。西側（正面玄関と反対側）の、階段近くに傍聴席の入口の案内があります。

インターネットで生中継・録画中継

本会議の様子を生配信しています。また、開催日の2日後（土・日・祝を除く）から、録画を公開しています。



会議録で読む

議会終了後2か月程度で会議録ができあがります。見附市ホームページをご覧ください。



Instagramを見る

より多くの皆さんへ情報を届けるため、Instagramのアカウントを開いています。ぜひフォローをお願いします。



特集!!

議員活動報告会 & 意見交換会

見附市議会では、令和5年6月に議会改革調査特別委員会を設置し、議会の活性化と議会改革に関する協議を進めてきました。

令和7年度は、各常任委員会ごとにその年度のテーマを設定し、視察や調査、市民との意見交換などを行いながら、議論を深め、政策提言に反映させていく活動に取り組んでいます。

11月6日(木)には総務文教委員会が、11月10日(月)には産業厚生委員会が、各テーマに沿って活動報告と意見交換会を行いました。その様子をご紹介します。

※各意見交換会の詳細は、市議会ホームページの報告書をご覧ください →



総務文教委員会

テーマ 公共施設の最適化

令和7年11月6日(木) 午後7時から 見附市役所5階 委員会室

総務文教委員会では、市民と議会が公共施設の課題と将来像について問題意識を共有することを目的に、「公共施設の最適化」をテーマとした議会報告会・意見交換会を開催しました。

当日は市民18名、総務文教委員会委員8名が参加し、前半の議会報告会では、見附市議会の議会改革の取り組みや、総務文教委員会が1年間取り組んできた公共施設最適化に関する調査研究の内容について報告を行いました。

後半の意見交換会では、参加者を4つのグループに分け、「私の考える公共施設の最適化」「公共施設の最適化のために市民ができること」をテーマに、率直な意見交換を行いました。

主なご意見を紹介します

テーマ1「私の考える公共施設の最適化」

- ・利用率の低い施設や老朽化した施設は統廃合を進めるべき
- ・単に減らすのではなく、「誰にとって必要な施設か」を明確にすることが重要
- ・最適化を行わなければ、将来的に市民の税負担増につながる
- ・何を優先するのか、目的を明確にした議論が必要
- ・移動手段(公共交通)の確保も施設利用と一体で考える必要がある

テーマ2「公共施設の最適化のために市民ができること」

- ・市民が学ぶ機会を増やし、危機感を共有する必要がある
- ・行政・議会は、利用率、老朽度、維持管理費などの情報を分かりやすく公開すべき
- ・報告会や意見交換会を継続し、認識をそろえていくことが重要
- ・空き施設を地域資産として捉え、民間・NPO・地域団体との共創利用を進める
- ・施設を「稼ぐ」視点で活用し、イベントや観光資源としての可能性を探る

産業厚生委員会

テーマ 持続可能な農業について

令和7年11月10日（月） 午後2時から 見附市役所5階 委員会室

産業厚生委員会では、議員の活動報告後、参加した市民と議員が基調講演により問題意識を共有し、その後4班に分かれて意見交換会を行いました。当日の参加者は、市内の農業関係者17名と産業厚生委員会委員9名。講師も交えたワークショップ形式の意見交換で活発な意見が交わされました。

【基調講演】 「耕作放棄地対策と地域農業活性化のために」

(有) グリーンファーム清里 代表取締役 保坂一八 氏

30年前、農業従事者の高齢化で耕作放棄地が急増した上越市清里地区。

危機的状況から行政と農協が連携し「農業公社」（土地利用調整）と「グリーンファーム清里」（農業生産法人）を設立。この二段構えの体制で、社会的使命（農地保全）と経済的採算を両立させてきた。



【ワークショップ】

基調講演の後、各班に分かれ、今農業が抱えている問題を出し合い、解決に向けた意見を出し合いました。

将来の農業のあり方、儲かる農業、若者が就農できる条件、鳥獣対策など切実な問題を意見交換。

まとめを参加者で共有するため発表を行いました。



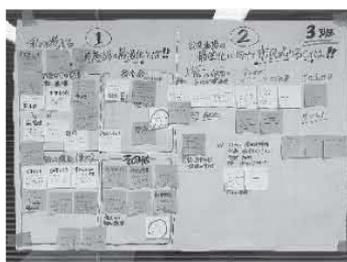
今回参加者は農業関係者に絞らせていただきました。土地改良区、農業法人、個人農家の方など、お忙しい中参加していただきありがとうございました。



総務文教委員会意見交換会集合写真



産業厚生委員会意見交換会集合写真



議会日誌

＝11月＝

- 6日 総務文教委員会活動報告会・意見交換会
- 7日 議員協議会
- 10日 産業厚生委員会活動報告会・意見交換会
会派代表者会議
- 17日 議員協議会
- 21日 議会運営委員会
- 28日 議会運営委員会

＝12月＝

- 2日 議会運営委員会
- 5日 市議会定例会（議案上程）/
議会だより編集委員会
- 9日 市議会定例会（一般質問）
- 10日 市議会定例会（一般質問）
- 11日 市議会定例会（一般質問）/議会運営委員会
- 12日 総務文教委員会
- 15日 産業厚生委員会/議会運営委員会
- 17日 議会運営委員会/市議会定例会（最終日）
- 18日 議会運営委員会

＝1月＝

- 20日 議会運営委員会
- 21日 臨時会/議員協議会/議会だより編集委員会/
議会運営委員会

（行政視察来庁）

- 11月：広島県呉市、兵庫県宝塚市、埼玉県蕨市、
栃木県真岡市、長野県佐久環境衛生組合、
千葉県富里市
- 1月：福島県須賀川市

議会を傍聴しませんか

◆3月市議会定例会 会期予定◆

月日	曜日	開議時刻	会 議
3. 3	火	午前 10 時	本会議（議案上程等）
		本会議終了後	予算特別委員会
3. 4	水	午前 10 時	本会議（議案上程等）
3. 6	金	午前 10 時	本会議（一般質問）
3. 9	月	午前 10 時	本会議（一般質問）
3.10	火	午前 10 時	本会議（一般質問）
3.11	水	午前 10 時	総務文教委員会
3.12	木	午前 10 時	産業厚生委員会
3.13	金	午前 10 時	予算特別委員会
3.16	月	午前 10 時	予算特別委員会
3.17	火	午前 10 時	予算特別委員会
3.19	木	午前 10 時	本会議（採決）

※定例会は、すべて傍聴できます。

①傍聴の定員は本会議53名、委員会は5名です。

②本会議及び委員会は、生中継と録画中継をインターネットで配信しています。見附市ホームページからアクセスできますので、ぜひご覧ください。

《ホームページアドレス》

(<http://www.city.mitsuke.niigata.jp/>)



編集後記

見附市長選挙に再選された稲田市長2期目初の定例会でした。13人の一般質問の内、4人が2期目の市政運営方針、2人が来年度スタートの第6次総合計画をテーマに取り上げ、これからの市政について議論が交わされました。

無投票ではありますが、市民の皆様から信任を得た稲田市長が、この4年間で39回のふれあい懇談会等の市民の声を聞いて、次の4年間に市長の独自カラーがどう打ち出され、市民の幸せに繋げて行くのか、大いに期待されます。

議会でも11月に総務文教及び産業厚生両委員会にて、市民の皆様への活動報告会及び意見交換会が開催されました。市民・見附行政・議会が、より良いまちづくりに向けてしっかり取組み共創していけたらと思います。

議会だより編集委員 佐野 統康

議会だより編集委員会

委員長 佐々木志津子

副委員長 重信元子

委員 小林園以 小坂井哲夫 佐野統康

《街かどで一言》

「河井継之助」

「民者国之本 吏者民之雇」民は国の本、吏は民の雇。民こそが国の根本であり、役人（吏）とは、その民に雇われている存在にすぎない。為政者（吏を含む）は常に民の為に尽くすべきである、とは、幕末維新期、長岡藩家老・河井継之助の言葉。さて、今年度、私が参加した会議は、7月のふれあい懇談会、11月の総務文教委員会の報告会&意見交換会。市政を野球に例えるならば、市長、市当局、市議会などの立場の方々を「為政者」とすると、私を含めた市民の「民」とのキャッチボール。

第1投は、為政者から民へ、「会議の参加募集」。第2投は、民から為政者へ、「会議への参加」。そして、第3投は、再び、為政者から民へ。「市政だよりに載せました。」「見附市のHPをご覧ください。」「報告書にまとめました。」など。ここまでの第3投で終わらず、第4投、第5投、第6投、・・・キャッチボールを続けていきたいです。

新潟町 江田 隆行